

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例

(所在地: 神奈川県 横浜市)

○条例の施行日: 平成18年9月29日※

○条例改正の経緯



- ・平成2年に病院が泉西が岡一丁目地区の第一種住居専用地域において建築基準法第48条第1項の規定に基づく特例許可により建築された。
- ・平成8年に横浜市は用途地域の変更を行い、当該病院の敷地は第一種低層住居専用地域と準住居地域の2つの用途地域に渡ることとなった。
- ・当該病院の敷地は過半が第一種低層住居専用地域に属していることから、既存不適格建築物となり、病院の立地が制限されている。
- ・平成17年に泉西が岡一丁目地区は横浜市都市計画マスタープラン泉区プランにおいて「高齢者や障害児・者、そしてその家族など区民誰もが安心してらせるように、医療・福祉サービスの充実に向けて、関係機関及び団体などの連携を図るとともに、必要な施設の整備を進めます。」と位置付けられている。
- ・横浜市は当該病院を公益上必要な施設と判断し、地区の担うべき急性期医療の役割を果たすことができるよう用途規制を緩和する必要があった。
- ・このため、建築基準法第68条の2第5項の規定に基づき、条例を制定し、泉西が岡一丁目地区地区計画の第一種低層住居専用地域において病院及び病院に付属する建築物等の用途規制を緩和した。

平成18年 都市計画決定の状況

※当該地区計画を定めたことにより一部改正。